

桜丘会会則

第1条（名称） 本会は桜丘会と称し、事務局を名古屋市立桜台高等学校内に置く。

（設立年月日）大正13年（1924年）4月1日

（所在地）〒457-0033 名古屋市南区霞町21番地

TEL 052-821-0186 FAX 052-821-2855

第2条（目的） 本会は会員相互の交誼を厚くし、母校と会員との関係を密接にし、且つ母校の発展に貢献することを目的とする。

第3条（事業） 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 総会を原則として毎年11月の第2日曜日に開催する。ただし周年記念事業等を行なう時はこの限りとしなない。
- 2 母校の発展に貢献する事業の支援、協力を行なう。
- 3 その他目的を遂行するために必要な事業を行なう。

第4条（会員） 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 名古屋市立第三商業学校及び名古屋市立桜台高等学校卒業生
- 2 特別会員 母校現教職員及び旧教職員
- 3 準会員 名古屋市立南商業高等学校、名古屋市立春日野高等学校併設中学校卒業生
その他役員会において特に認めたる者

第5条（役員及びその任務） 本会は会務を掌るため次の役員を置き任務にあたる。

- 1 名誉会長 若干名 本会の基本的事項について会長の諮問に応ずる。
- 2 会長 1名 本会を代表し、役員会ならびに常任幹事会をもって会務を総括する。
- 3 副会長 若干名 会長を補佐し、必要ある時はこれを代行する。
- 4 幹事長 1名 幹事を代表して常任幹事会を統轄し、会務の執行にあたる。
- 5 副幹事長 若干名 幹事長を補佐し、必要ある時はこれを代行する。
- 6 常任幹事 若干名 常任幹事会を構成し、会務の企画、運営を分掌する。
- 7 幹事 相当数 本会と会員の連絡等会務を分掌する。
- 8 庶務 2名 本会の庶務を掌る。
- 9 会計 2名 本会の会計事務を掌り、また総会において会計報告をする。
- 10 会計監査 2名 本会の会計を監査し、また総会において監査報告を行なう。
- 11 顧問 1名 本会の会務を参与する。
- 12 相談役 若干名 本会の会務及び運営の諸般につき相談の任にあたる。

第6条（役員を選出及び任期） 本会の役員を選出は次の方法による。任期は2年とする。但し重任を妨げない。

- 1 名誉会長 会長経験者中より会長が委嘱する。
- 2 会長・副会長 常任幹事会の推薦により正会員中より総会において選出する。
- 3 幹事長・副幹事長 幹事中より常任幹事会において選出する。
- 4 常任幹事 幹事中より互選する。
- 5 幹事 原則として正会員により卒業年度別に学年代表2名を選出する。
但し諸般の事情により欠員が生じた場合は常任幹事会において選出する。
- 6 庶務・会計 それぞれ幹事中より1名、特別会員より1名を互選する。
- 7 会計監査 会長が委嘱する。
- 8 顧問 母校現校長とする。
- 9 相談役 会長が委嘱する。

第7条（役員会及び常任幹事会） 会長は必要に応じ役員会及び常任幹事会を招集することができる。

第8条（会計年度） 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。

第9条（会費） 正会員は入会に際し、入会金2,000円を納入するものとする。入会金は入会后5年間の通信費を含み、5年後以降は会費を徴収する。会費は年1,000円とし、5年分を一括して納入するものとする。また終身会費10,000円を納入することにより終身会員になることができる。

第10条（総会と議決） 本会は第3条の規定による総会他に、役員会が必要と認めたる場合は臨時総会を開催することができる。総会の議決は出席者の3分の2以上の賛成により成立するものとする。

第11条（慶弔） 本会にとって社会通念上必要と思われる慶弔に際しては、会長ならびに幹事長が適切に対処し、次回の総会において報告するものとする。

第12条（その他） 本会則に規定されていない事項については役員会及び常任幹事会で協議し、適切に処理するものとする。本会則の字句は、その主旨に反しない範囲で役員会及び常任幹事会の全員の賛成により修正できるものとする。

（平成29年11月12日改正）